

4月10日事務連絡に基づく

# オンライン診療の 取り扱いについて

2020年6月5日

株式会社インテグリティ・ヘルスケア

## 注意事項

6月5日時点の弊社による解釈です。掲載情報は**その内容の正確性を保証するものではありません**。末尾に参考資料として掲載している原文をご確認下さい。

# 4月10日事務連絡におけるユースケースの整理

2月28日事務連絡に基づいたオンライン診療を実施していても「定期的なオンライン診療を行っている場合」に該当しない

以前の受診	前回の受診		4月10日事務連絡における取り扱い
なし	-		初診 電話・オンライン初回
あり	対面 (オンライン診療未実施)		再診 電話・オンライン初回
	オンライン	4月10日以前	<b>再診</b> <b>電話・オンライン初回</b>
		4月10日以降	再診 電話・オンライン2度目以降

# オンライン診療対象の拡大（初診・疾患）

病院・診療所

## 医師の判断により初診からオンライン診療可能 対象とする疾患の範囲も医師の判断による

- 患者から診療等を求められた医師が、**電話や情報通信機器**を用いた診療により診断や処方が医学的に可能であると判断した場合、診療が可能
  - 初診においては診断がついていないため、急性・慢性の別も含めて診療が可能であるか医師が判断するものと解釈される
  - **電話でも可能**（臨時取扱の初診料が新設されたことから「音声通話」のみも含まれると解釈される）
- 廃止（関連部分）
  - 2月28日事務連絡
    - …慢性疾患等を有する定期受診患者等について…既に診断されている慢性疾患等に対し…電話や情報通信機器を用いて診察した医師は…これまでも…処方されていた慢性疾患治療薬を処方の上…薬局はその処方箋情報に基づき調剤する
  - 3月19日事務連絡
    - 1. 慢性疾患等を有する定期受診患者等に対する診療等について
      - (1) これまでも処方されていた慢性疾患治療薬の処方について
      - (2) 発症が容易に予測される症状の変化に対する処方について

# 初診からのオンライン診療の条件

病院・診療所

## 可能な限り診療情報を収集し、基礎疾患の把握を図る

### ● 基礎疾患の情報把握

- ① 過去の診療録（カルテ）の参照  
→ 初診時における診察券や患者ID、カルテ番号の確認
- ② 診療情報提供書（紹介状）  
→ 別の医療機関から紹介を受けての初診場合、紹介状の確認
- ③ 地域医療情報ネットワーク（EHR）  
→ EHR（例：あじさいネット）を活用した診療情報の確認
- ④ 健康診断結果等  
→ 健康診断や検査受診した結果、「受診勧奨」となった場合その健診結果を確認

### ● 処方の制限

- ① 向精神薬、麻薬は処方できない
- ② **基礎疾患が把握できない場合**  
**「処方日数は7日上限」「ハイリスク薬※は処方不可」**

※ 薬剤指導管理料1に該当する以下薬剤

抗悪性腫瘍剤・免疫抑制剤・不整脈用剤・抗てんかん剤・血液凝固阻止剤（内服薬）・ジギタリス製剤・テオフィリン製剤・カリウム製剤（注射薬）・精神神経用剤・糖尿病用剤・膵臓ホルモン剤・抗HIV薬

# 再診時のオンライン診療の条件

病院・診療所

初回か・2度目以降か、により対応が異なる  
オンライン診療の診療録は基礎疾患の情報把握に用いない

- 電話・オンライン初回

→ 初診時と同様に「患者への適不適・リスクの説明と同意」を実施

- 2月28日事務連絡に基づいた旧オンライン診療を行っていた場合も初回に該当することに注意

- 電話・オンライン2度目以降

- オンライン診療によって作成した診療録は「基礎疾患の情報把握」には使用できない
- 新型コロナウイルス感染症の流行が終息し、4月10日事務連絡が廃止された場合は対面診療とすること

# 実施にあたっての留意点①・②

## ①～③のすべての条件を満たす必要がある

### ① 患者への適不適・リスクの説明と同意

- 診療録（カルテ）へ説明内容を記載
  1. 適していない症状や疾病
  2. 生ずる恐れのある不利益
  3. 急病急変時の対応方針
- 従来指針（オンライン診療の適切な実施に関する指針）の遵守  
→ オンライン診療適応判断の前に情報提供と合意が必要と解釈される

### ② 必要時における対面診療への速やかな移行

- 予め承諾を得た他医療機関への紹介でも可  
→ 日常的に通院・訪問による対面診療が可能な患者 （概ね30分圏内） である条件は変わらないと解釈される

# 実施にあたっての留意点③（患者側）

病院・診療所

## ①～③のすべての条件を満たす必要がある

### ③ なりすまし、虚偽申告の防止措置

#### 患者側

- 被保険者証による保険給付の受給資格確認
  - FAXによる被保険者証の写しの送付
  - メール等による被保険者証を撮影した画像データの送付
  - 電話による場合で、上記が困難な場合は以下を口頭で確認

氏名・生年月日・連絡先（住所、電話番号、勤務先等）  
保険者名・保険者番号・被保険者記号番号

FAX・画像データ送信による場合でも最低限これらが確認できる必要があると解釈される

- 被保険者証に加え本人確認書類の提示を求める事ができる
  - 保険医療機関等において本人確認を実施する場合の方法について」を留意の上行うこと
  - 本人確認書類（写真付き身分証）の例

運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・マイナンバーカード・  
在留カード・特別永住者証明書・その他公官庁が顔写真を貼付した書類

# 実施にあたっての留意点③（医師側）

病院・診療所

## ①～③のすべての条件を満たす必要がある

### ③ なりすまし、虚偽申告の防止措置

#### 医師側

- 顔写真付き身分証明書による本人確認

運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・マイナンバーカード・  
在留カード・特別永住者証明書・その他公官庁が顔写真を貼付した書類

→ 「互いに行うこと」とあるため、患者に対しても医師本人であることの確認を求めていると解釈される

- 医師の資格を有していることを証明することが望ましい

→ 必須ではないが、医師資格の提示が望ましいとしている

→ 「医師資格証（HPKIカード）」による、本人確認と医師資格提示の同時実施を想定していると解釈される

# 処方箋の取り扱い

病院・診療所

調剤薬局

## オンライン服薬指導を実施する際の措置 実施しない場合は本人への郵送と解釈される

- 患者がオンライン服薬指導を希望する場合

病院・  
診療所

- ① **備考欄に「0410対応」と記載**  
また、患者の**基礎疾患が把握できていない場合は、その旨を備考欄に記載**
- ② 患者が希望する調剤薬局へFAX等により処方箋情報（処方箋の写し）を送付
- ③ 処方箋原本を保管、処方箋情報を送付した調剤薬局へ送付

調剤  
薬局

- ④ 処方箋情報に基づき調剤、受領した**処方箋情報は処方箋原本とともに保管**
- ⑤ 薬剤を患者へ配送
- ⑥ オンライン服薬指導の実施

# 薬剤配送時の留意点

病院・診療所

調剤薬局

## 患者と相談の上、薬剤の品質保持・確実な受取を考慮

- 薬剤が確実に授与される方法による配送
  - 書留等の配送・配達記録の残る配送方法
- 電話等による、確実に患者が薬剤を受領したことの確認
  - 配送状況を能動的に確認し、到着確認後改めて電話等で確認する必要があると解釈される
    - 被保険者証、本人確認書類にて確認できた住所への配送が想定される
    - 宅配ボックスへの置き配、郵便受けへの投函、コンビニ受取や宅配ロッカーの使用は不可と想定される
- 温度管理要否等の品質管理、早急に必要な薬剤等、状況を踏まえた配送の実施
  - 日時指定便やクール便等の利用
  - 薬局の従事者が直接配送
  - 本人、または家族が来局

# オンライン服薬指導の条件

病院・診療所

調剤薬局

## 薬剤師の判断によりオンライン服薬指導可能 患者や服薬状況の情報を得た上で判断する

### ● 患者・服薬状況の情報確認

① 患者のかかりつけ薬剤師・薬局として有している情報

② 自薬局で過去に行った服薬指導の情報

自施設が有する情報と  
解釈される

③ **患者のお薬手帳の情報**

④ 他薬局から提供された情報

⑤ 処方箋を発行した医療機関の診療情報

⑥ 電話等を用いて患者からヒアリングした情報

他施設の情報、他施設  
から提供を受けた情報  
と解釈される

### ● 服用に当たり手技が必要な薬剤（注射薬、吸入薬）については、 追加で以下の情報も得て判断すること

- 医師による指導の状況
- 患者の理解度

# 実施にあたっての留意点①

病院・診療所

調剤薬局

## ①～④のすべての条件を満たす必要がある

- ① 患者へのリスク、配送手順、服薬状況把握の手順の説明  
→ 説明した事実を記録（いつ、どこで、誰が、誰に、なぜ、何を、どうやって）
- **薬剤の配送を含む、生ずる恐れのある不利益**  
→ 希望日に配送できない、配送料が必要となる事などを説明する必要があると解釈される
  - **服薬状況の把握手順**  
→ 服薬状況を薬局が電話等で把握する手順を事前に説明、提供する必要があると解釈される
  - **配送手順**  
→ 受取方法や到着確認後の電話による薬剤受取の確認（受取した薬剤の種類・数等）について説明する必要があると解釈される

# 実施にあたっての留意点②

病院・診療所

調剤薬局

## ①～④のすべての条件を満たす必要がある

- ② 初めて調剤する薬剤の、服薬アドヒアランス低下回避のための細やかな服薬指導の実施
  - **必要に応じた**、事前に薬剤情報提供文書等を送付してからの服薬指導等の実施
  - **必要に応じた**、薬剤の受取時の再度の服薬指導等の実施  
→ 薬剤到着前の服薬指導に加え、到着・受取後にも服薬指導を行う必要がある場合を想定していると解釈される
  - 電話等による、服用期間中における服薬状況や副作用等の確認  
→ 「必要に応じ」との文言が無いため、「必須」と解釈される
  - 処方した医師への服薬状況等のフィードバック  
→ 「必要に応じ」との文言が無いため、「必須」と解釈される
- 継続して調剤している薬剤であっても、必要に応じて実施

# 実施にあたっての留意点③・④

病院・診療所

調剤薬局

## ①～④のすべての条件を満たす必要がある

- ③ 必要時における対面服薬指導への速やかな移行
- ④ なりすまし、虚偽申告の防止措置  
→ オンライン診療時と同等  
薬剤師もオンライン診療時における医師と同等の本人確認、資格確認が求められると解釈される

- 顔写真付き身分証明書による本人確認

運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・マイナンバーカード・  
在留カード・特別永住者証明書・その他公官庁が顔写真を貼付した書類

→ 「互いに行うこと」とあるため、患者に対しても薬剤師本人であることの確認を求めていると解釈される

- 薬剤師の資格を有していることを証明することが望ましい

# オンライン実施の公表と報告

病院・診療所

調剤薬局

## ● 病院・診療所

- 実施状況について所在地の都道府県に毎月報告
- 各都道府県は管下の医療機関における毎月の実施状況を取り厚生労働省に報告

## ● 調剤薬局

- 薬局内の掲示やホームページへの掲載等を通じて、事前に医療機関関係者や患者等に周知
  - 服薬指導等で使用する機器（電話、情報通信機器等）
  - 処方箋の受付方法（ファクシミリ、メール、アプリケーション等）
  - 薬剤の配送方法
  - 支払方法（代金引換サービス、クレジットカード決済等）
  - 服薬期間中の服薬状況の把握に使用する機器（電話、情報通信機器等）

# 診療報酬点数について

## 【新設】 初診料（新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱）

初診（診療所であって院外処方の場合）

診療報酬	対面診療	コロナウイルス対策の 臨時的な措置		
		電話	情報通信機器	既に医療機関で 診療継続中の新 規疾患の初診
初診料	288点	-	-	-
初診料※1 （新型コロナウイルス感染 症・診療報酬上臨時的取扱）	-	214点	214点	73点 （電話等再診と 同じ点数）
処方箋料	68点	68点	68点	68点
<b>合計</b>	<b>356点</b>	<b>282点</b>	<b>282点</b>	<b>141点</b>

※1 臨時的な措置において電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合についても、乳幼児加算、時間外加算、休日加算、深夜加算、夜間・早朝等加算の算定が可能  
（厚生労働省・事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その20）」より）

# 診療報酬点数について

## 【新設】慢性疾患の診療（新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱） 再診（診療所であって院外処方の場合）

診療報酬		対面診療	従来※1の オンライン診療	コロナウイルス対策の臨時的な措置	
				電話	情報通信機器
再診料		73点	-	73点※2 (電話等再診※3)	73点※2 (電話等再診※3)
オンライン診療料※6		-	71点	-	-
処方箋料		68点	68点	68点	68点
医学管理料	特定疾患療養管理料等※4	225点	100点	-	-
	医学管理料※5 (新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱)	-	-	147点	147点
合計		366点	239点	288点	288点

※1 令和2年度診療報酬改定に基づく

※2 臨時的な措置において電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合についても、乳幼児加算、時間外加算、休日加算、深夜加算、夜間・早朝等加算、明細書発行体制等加算の算定が可能

(厚生労働省・事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その20)」より)

※3 電話・情報通信機器を用いた再診は「電話等再診」となるため、従来のオンライン診療料の算定上限は適応されない

(非適応)「一月あたりの再診料等(電話等再診は除く)及びオンライン診療料の算定回数に占めるオンライン診療料の割合が1割以下であること。」

※4 特定疾患療養管理料、小児科療養指導料、てんかん指導料、難病外来指導管理料、糖尿病透析予防指導管理料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、生活習慣病管理料、在宅自己注射指導管理料が該当

※5 オンライン診療開始前から診療計画等に基づいた療養上の管理を行い、医学管理料(※1)を算定していた患者に対して、引き続き当該診療計画に基づいた管理を行う場合

※6 オンライン診療料算定時にシステム利用料が徴収可能です

# 参考資料

## ● 厚生労働省 医政局医事課 医薬・生活衛生局総務課 事務連絡

- 「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」（令和2年2月28日）
- 「新型コロナウイルスの感染拡大防止策としての電話や情報通信機器を用いた診療等の臨時的・特例的な取扱いについて」（令和2年3月19日）
- 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の限定的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日）

## ● 厚生労働省 医政局 通知

- 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の改訂について（令和元年7月31日）
- 別紙「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（令和元年7月一部改訂）

## ● 厚生労働省 保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療課 連名通知

- 「保険医療機関等において本人確認を実施する場合の方法について」（令和2年1月10日）

## ● 厚生労働省 中央社会保険医療協議会

- 令和2年度診療報酬改定「個別改定項目について」（中医協 総-1 2.2.7）
- 第454回総会資料（中医協 総-1-1 2.4.10）

## ● 厚生労働省 保険局 診療報酬情報提供サービス